

事 務 連 絡  
平成 30 年 10 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

HPVワクチンに係る情報提供の実施状況に関する調査について（依頼）

予防接種法に基づく定期接種の実施につきましては、日頃より多大なる御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記に関しましては、平成 29 年 12 月 22 日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（以下、「部会」という。）において、これまでの議論の整理が行われ、ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンについて、安全性と有効性の両方を国民に良く理解していただく事が必要であり、そのために国民に対する情報提供を充実すべきとの提言がなされました。本提言を受け、平成 30 年 1 月 18 日より厚生労働省HPにて新しいリーフレットによる情報提供を開始しました。

また、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種に関するリーフレットについて」（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省健康局健康課事務連絡）及び平成 29 年度全国厚生労働関係部局長会議等におきまして、貴管内の市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下、同様。）及び医療機関等の関係機関へ情報提供いただくようお願いいたしました。

さらに、市町村に対しては、別途、予防接種従事者研修や全国健康関係主管課長会議等の場を通じて、情報を求めている方に対し、当該リーフレットを用いて、各市町村においてHPVワクチンの安全性や有効性に関する充実した情報提供を行っていただくとともに、接種することを決めた方が、医療機関において情報を受け取ることができるように、地域の医療機関にも周知いただくようお願いしてきたところです。

この度、HPVワクチンに関する情報提供について、実際に情報がどの程度、国民に届いているか等につき、市町村におけるHPVワクチンに関する情報提供の実施状況を調査し、今後の予防接種施策を検討するための参考とさせてい

ただきたく存じます。

つきましては、業務多忙のところ大変恐縮ですが、貴部局におかれましては、別紙様式にて管内市町村の回答をとりまとめていただき、下記期限までにメールにてお送りくださいますようお願い申し上げます。

## 記

- 1 調査基準日  
平成 30 年 8 月末時点の状況をご回答ください。
- 2 提出期限  
平成 30 年 11 月 20 日（火）まで
- 3 提出先メールアドレス  
[yoboseshu@mhlw.go.jp](mailto:yoboseshu@mhlw.go.jp)

### 【照会先】

厚生労働省健康局健康課予防接種室

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-5253-1111(内線 2923)